

言 頭 卷

国際経営研究所所長 照屋行雄

アメリカで2001年に発生したエンロン社の経営者による会計不正とそれに続く経営破綻は、証券市場、証券行政、会社規制、会計制度、会計監査、職業会計人、証券行政、経営倫理、会計学界など様々な領域に多くの問題を提起した。

我が国においても経営者による会計不正や経営不祥事が多発し、経営者の経営行動や情報開示に対する投資家・債権者等の信頼が大きく揺らぐ事態となっている。このような事態に対応するために、会社経営の適合性および会社業務の適正性を確保するための社内体制の整備が改めて強く求められている。会社法および会社法施行令に内部統制システムの構築に関する規定が導入されたことによって、我が国においても株式会社の内部統制に関する整備が急速に進むものと思われる。

我が国会社法は、株式会社の取締役または取締役会に対し、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、および「その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」の整備を義務づけている（会社法第348条および同第362条）。前者がコーポレート・ガバナンス体制の整備の問題であり、後者が内部統制システムの構築の問題である。

内部統制は、コーポレート・ガバナンスの強化にとって重要な会計監査と密接な関係にある。監査人が、企業の財務諸表の適正性に関する意見形成の合理的な基礎を得るためには、企業の内部統制が整備されていることが前提となる。また、企業としても、効果的かつ効率的な監査を受けるためには、内部統制の充実を図ることが不可欠である。

一般に、内部統制とは、事業経営の有効性と効率性を高め、企業の財務報告の信頼性を確保し、かつ、事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として、企業内部に設けられ運用される仕組み（システム）と理解されている。我が国の監査基準によれば、このような内部統制を構成する要素として、次の5項目が挙げられている。

- ① 経営者の経営理念や経営方針、社風などの統制環境
- ② 企業目的に影響を与えるすべての経営リスク評価機能

- ③ 権限や職責の付与および職務の分掌などの統制活動
- ④ 必要な情報が関係者間において適宜・適切に伝達される機能
- ⑤ これらの諸機能が常時監視され、評価・是正される活動

会社法施行規則では、内部統制システムの構築について取締役または取締役会における決定または決議があった場合には、その決定または決議の内容を事業報告で開示しなければならないことになっている（会社法施行規則第118条）。また、新金融商品取引法案（今国会で審議中の証券取引法改正案）では、企業に対して新たに内部統制報告書の提出を義務づける規定が盛り込まれている。

内部統制システムの充実・強化によって、企業の会計不正や経営不祥事が解消されることが期待される。同時に、監査人の独立性が強化され、企業の実施する情報開示について適切に分析・評価する体制が確保されることが期待される。しかしながら、企業の経営者が構築した内部統制システムに、果たして経営者の経営行動や情報開示について効果的に監視し、会計不正や経営不祥事を未然に防止する機能が期待できるのかという疑念も提出されている。

企業経営者による企業の内部統制システムの確立とその有効な運用が望まれるとともに、監査人による効率的な監査手続の実施が強く求められる。